

大学における表現の自由を考える

多文化共生研究所運営委員／『共生の文化研究』第 17 号編集担当
亀井伸孝

憲法で保障された表現の自由

「表現の自由」。言わずと知れた、日本国憲法第 21 条において規定された、個人の重要な権利のひとつである。第 23 条の「学問の自由」と並んで、大学が何よりも尊重し、擁護しなければならない権利であると言えるであろう。

最近、この重要な個人の権利を削り取ろうとする動きが、ひたひたと近づいてきているように思われる。いくつか耳にした事例を書いてみようと思う。

最近耳にした二つの事例

事例 1. ある大学での出来事である。構成員が SNS で、とある社会批判的なコメントを放った。賛否を含めて多くの反響があったが、大学の執行部はそれを「炎上」と捉えた。さらに、その内容が大学設置組織の要人の機嫌を損ねる可能性があるかと度した大学執行部が、わざわざその出来事について大学設置組織側にご注進に及び、学外のアクターを巻き込んで自ら騒ぎを大きくした。そして、全学の構成員に「再発防止」ということばで注意喚起を行った。

執行部としては、構成員に対して、大学と個人の言論を区別することを要請したに過ぎず、個人の表現の自由は侵していないという見解であった。しかし、炎上の「再発防止」を呼びかける注意喚起の文面は、十分に言論活動を萎縮させる効果を伴っていた。複数の構成員がこれに抗議したが、執行部は十分な説明をしなかった。

事例 2. これも、ある大学での出来事である。構成員が、職場での仕事の苦労話を執筆し、ブログに掲載した。守秘義務にも抵触しない、個人情報漏洩にも当たらないその記事について、内容が大学のイメージを悪くする可能性があるかと懸念した別の構成員が、部局長に対してご注進に及び、部局長が執筆者本人に長時間の説得を行うという事例が発生した。

もちろん、表現の自由は、まったくの無制限でよいとは思わない。差別煽動、名誉毀損、守秘義務違反、個人情報漏洩、犯罪教唆、虚偽の流布など、明らかに法体系や職務規定、人権擁護に反することを述べるケースがあった場合は、一定程度の制約を行うことも必要であろう。しかし、そういった諸問題にはなんら抵触しない、通常な社会批評を行っただけで、反響を恐れて組織がこのようにあわてて対処するという事態は、表現の自殺行為と言わざるを得ない。

クレームに屈してしまう組織

個人が、組織を代表する形ではなく、あくまでも自身の文責において自由な言論活動を行う。これは、大学構成員のみならず、あらゆる個人に認められている権利である。一方、近年では「電凸」などといって、その個人が所属する組織にも責任を負わせようと、職場に非難の電話やメールを集中させて圧力をかけるなどの迷惑行為が見られる。上記の事例 1 でも、所属大学

に複数の批判メールなどが届いたという。個人と組織の責任の所在をあえて混同させたこうした悪質なクレームは、職場環境を乱す迷惑きわまりない行為であるため、組織としてはそのような事態を避けたいという認識が生まれることは理解できる。

しかし、そのような悪質なクレームを真に受けて、組織の執行部が、個人の表現の自由よりも組織の安全運転を優先させる発想をもってしまったらどうだろうか。それは、表現の自由を奪おうと圧力をかけてくる迷惑行為に屈し、そうした意図的かつ攻撃的なクレーマーを利する結果になることは明らかである。組織が過剰な危機意識をもって騒ぎ立て、自ら問題を大きくややこしくし、そして、自由なはずの表現者個人に圧力がかかる。外部からの攻撃を恐れた組織による、忖度と萎縮。こうした対応が、大学の緩慢なる自死を招いている。

個人の自由を守る防波堤としての大学を

かつて日本史の教科書で、滝川事件や天皇機関説事件、その他の治安維持法による思想言論弾圧事件などについて学んだ時は、そんなひどいことがかつてはあったのだなあ、と人ごとのように受け止めていた。しかし、今日の大学は、本当に、個人の思想、良心、表現、学問の自由を守る防波堤の役割を果たしてくれるのであろうか。今回の二つの事例を思い浮かべると、正直なところ、暗澹たる思いをもたずにはいられなかった。

個人の言論活動は組織の見解とは関わりなく、個人の文責においてなされていることである。大学としては、それに対するクレームには応じず、構成員の個人としての表現の自由を守る。そのような毅然とした対応をとってこそ、大学は学問の府としての役割を果たしうるはずである。

個人は、表現と学問の自由をもっている。しかし、個人はあまりにも弱い。大学という制度は、その個人の自由を守る防波堤の役割を果たす場であり続けたい。最近耳にした二つの事例は、その重要さを何よりも物語っている。

自由のために表現し続ける勇気をもつこと。そして、その自由を守りうる大学を確立するとの意志をもつこと。この二つを、表現と学問に関わる者のひとりとして、今後とも追求していきたい。小さな研究所の雑誌の編集・刊行に当たって、そのようなことを考えていた。

今号の刊行に当たって

今号は、本学大学院国際文化研究科博士後期課程の加藤安人さんの協力を得て、無事に刊行することができた。「愛知県立大学学術リポジトリ」への掲載に当たっては、本学長久手キャンパス図書館・学術情報部図書情報課リポジトリ担当各位のご助力を頂いた。最後に記してお礼申し上げたい。

2023年3月